

# 令和6年度 住んでよし しずおか木の家推進事業

## ～静岡県生まれの木で家を建てよう～

「しずおか優良木材等※」の品質の確かな県産材製品を使って、住宅を新築・増改築またはリフォームする方を支援します。

### 1 申込内容

- (1) 申込期間:令和6年4月1日～令和7年2月21日
- (2) 補助額 (1棟当たり)



補助要件	新築・増改築		
使用量	しずおか優良木材等の使用量が <u>4m<sup>3</sup></u> 以上		
補助金額	住宅全体の木材量に占める	50%以上	15,000円/m <sup>3</sup> ×使用量m <sup>3</sup> ( <u>上限額30万円</u> )
	県産材の使用割合	50%未満	10,000円/m <sup>3</sup> ×使用量m <sup>3</sup> ( <u>上限額20万円</u> )

補助棟数：520棟程度 (予算の範囲内において先着順)

補助要件	リフォーム		
使用面積	しずおか優良木材等の使用面積が <u>10m<sup>2</sup></u> 以上		
補助金額	仕上材	3,500円/m <sup>2</sup> ×使用面積m <sup>2</sup>	( <u>上限額14万円</u> )

補助棟数：500棟程度 (予算の範囲内において先着順)

### 2 申込条件

次の条件を全て満たす場合に、申込できます。

- (1) 自らが居住するために、県内に住宅を新築・増改築またはリフォームすること。
- (2) 住宅施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築業者であること。
- (3) (2)の住宅施工者または設計者が「しずおか木の家推進事業者」であること。

#### 【しずおか木の家推進事業者に登録するために必要な条件】

- ・ 県産材製品の利用を施主(県民)に積極的に提案すること。
  - ・ 県が指定する県産材利用に関わる研修会に積極的に参加すること。
  - ・ 県産材を使うことの意義や木の良さを広く県民に伝えること。
- ※ 静岡県森林組合連合会のHPに登録申請書が掲載されています。

#### ※ 「しずおか優良木材等」とは

- ・ しずおか優良木材認証審査会が認定した工場が生産した品質、含水率、強度等の検査に合格した製品
- ・ 静岡県JAS・JIS製品 (静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ合法性を証明された木材を使用したJAS・JIS製品)

### 3 申込方法

静岡県森林組合連合会に、下表の書類を郵送または直接持参してください。

- 申込期限〔新築・増改築〕上棟予定日の2週間前まで ※〔建売住宅〕購入後1ヶ月以内  
〔リフォーム〕 補助対象工事着工予定日の2週間前まで

令和6年4月1日から4月30日までに上棟を予定している場合や、リフォーム工事の補助対象分を着手する場合は、令和6年4月16日までに申込してください。

提出書類	新築・増改築	リフォーム
① 交付申込書（様式4号、6号）	○	○
② 木びろい表（様式16号、17号）	○	○
③ 現地案内図	○	○
④ 平面図	○	○
⑤ 建築確認済証（写）	○	
⑥ 工事請負契約書（写）		○

建売住宅の場合は、補助金交付申込書（様式5号）に、しずおか木の家証明書（様式第3号）、売買契約書（写）、写真（全景）が必要です。

### 4 申請兼実績報告

- ・しずおか優良木材等を使った部分の施工完了日から2週間以内（令和7年3月14日まで）
- ・しずおか優良木材等を使った部分の施工が令和7年3月8日までに完了していること。

提出書類	新築・増改築	リフォーム
① 申請兼実績報告書（様式第11号）	○	○
② しずおか優良木材製品出荷証明書（様式10号）	○	○
③ 県産材販売管理票（写）	○	○
④ 現場写真	○	○
⑤ 請求書（様式第13号）	○	○
⑥ 領収書（写）※工事内訳を具体的に記載		○

### 5 他事業との併用

- ・市町、団体などの補助事業との併用に制限はありません。
- ・県の「しずおか木使い施設推進事業」との併用はできません。
- ・県の「省エネ住宅新築等事業費補助金」及び「テレワーク対応リフォーム補助事業」の「しずおか優良木材等補助加算」との併用はできません。

### 6 申込・問合せ

【申込・問合せ】 静岡県森林組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階  
【TEL】054-253-0195 【E-mail】s-wood@s-kenmori.net



【問合せ】 静岡県林業振興課【TEL】054-221-2691 【E-mail】rinshin@pref.shizuoka.lg.jp